

道路敷地境界明示申請書

下記のとおり境界明示お願い致したく関係図面を添えて申請します。

記

路線名 国・県道
場所 市 町 線
理由 郡 村 番地 先

令和 年 月 日
道路管理者
奈良県知事

殿

申請者

住所

氏名

TEL 担当者

局

番

印

住所

土地所有者

氏名

印

添付書類 ①位置図 ②平面図 ③横断図 ④登記簿謄本 ⑤地籍図
⑥印鑑証明書 ⑦その他

注① 図面は位置図を除きすべて実測図とすること。

② 申請書の提出部数は1部とする。

(第1号様式)

委 任 状

境界確定を申請する区域
末尾記載の通り

私議 を代理人と定め、
上記公共用地と私所有の隣接地との境界の確定申請をするにあたり、
次のことについて委任します。

- 1、申請書及びそれに添付する図書の作成及び提出に関すること。
- 2、五條土木事務所からの連絡に関すること。
- 3、確定図面等の作成に関すること。
- 4、確定書の受領に関すること。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

実印

☆ 道路境界確定手続きの流れ

1. 境界確定申請書の提出（正本1通）
2. 境界確定申請書の受付
3. 申請者（申請を委任している場合は代理人）と五條土木職員等と立会の日時を調整
4. 申請者又は代理人から隣接・点接土地所有者及びその他関係者（自治会長、水利組合長、市町村担当者等）への立会日時等の連絡
5. 現地立会
6. 境界確定図（実測平面図及び断面図：境界確定線を「朱線」で表示しハタあげしたもの）を五條土木事務所へ一部提出し、検図後に五條土木事務所より訂正を指示
7. 訂正した境界確定図を五條土木事務所へ三部提出（A4折りで）
8. 提出図面に境界確定書を付けて指示書と共に二部返却
9. 指示書に従い、境界確定書（表）と図面に立会者、図面作成者の署名及び押印（申請者は実印）と割印をして五條土木事務所へ提出
10. 起案・決裁後境界確定書及び境界確定図に知事印を押印して申請者に一部交付

※ 注意事項

○ 境界確定までの手順（押印箇所、記入方法等）が各土木事務所によって異なること。

○ 境界確定申請書の申請人は土地所有者とすること。（共有地の場合は、共有者全員による申請、又は申請人以外の共有者の委任状を添付すること。）

○ 地元代表者等（自治会長、水利組合長等）の署名は肩書を記入し、押印は地元保管の公印を使用すること。

○ 境界確定図に立会年月日を記入すること。

◆ その他不明な点については、下記までお問い合わせください。

〒637-0006

奈良県五條市岡口1丁目3番1号

奈良県五條土木事務所

用地・管理課 管理係

0747-23-1154（直通）

道路境界確定申請の手続き及び境界確定図の提出について

1. 境界確定申請手続き

- (1) 境界確定申請書（以下「申請書」という。）に押す申請者の印は、実印とし、必ず印鑑登録証明書を添付してください。
- (2) 申請書には次に掲げる書類を添えて、1通を五條土木事務所に提出してください。
 - ①位置図 目的地がわかる程度の大きさのものに申請地を着色してください。
 - ②実測平面図
縮尺は 1/500 以上とし、当該申請箇所及びその周辺の地形、地上物件を表示した図面に次の事項を記入してください。
 - ア 起点・終点の地名及び番地先
 - イ 測量の年月日及び測量者の資格職氏名印
 - ③実測断面図
縮尺は 1/100 以上とし、地形に応じて必要箇所について作成した図面に、測量の年月日及び測量者の資格職氏名を記入し、押印してください。
 - ④隣接土地調書及び登記簿謄本
 - ⑤法務局備え付けの地籍図の写し
当該申請箇所及び隣接土地全部を転写したもの（着色箇所には同様に着色して）に、当該申請箇所を表示するとともに次の事項を記入してください。
 - ア 字名・地番及び種別
 - イ 当該地籍図を保管する地方法務局（支局、出張所）名
 - ウ 転写年月日及び転写者の資格職氏名印
 - ⑥法務局備え付けの地籍測量図の写し
申請地周辺の地籍測量図があれば、その写しを提出してください。
 - ⑦隣接土地に申請人以外の者の所有土地がある場合はその者の委任状（第1号様式）

※注 立会人の協議不成立等の事情のため、立会后1年を経過する申請書については、申請者へ返却いたします。

2. 境界確定図の提出

立会により協議が成立した場合は、境界確定図（平面図及び断面図）に次の事項を表示又は記載して、1部を当事務所に提出し検図を受けて下さい。訂正の指示があれば訂正後に3部を提出して下さい。

- ア 申請地、隣接地及び点接地の地名及び地番
- イ 測量の年月日及び測量者の資格職氏名
- ウ 立会年月日
- エ 境界確定線は「朱線」で表示し境界杭間距離、確定延長（端数処理は、小数点第三位まで算出し小数点第三位を切り捨て第二位まで求めること。）を朱記してください。
- オ 境界確定図の作成にあたっては前記事項のほか、別表の例示図を参考にしてください。但し、例示図以外の場合は事情に応じて処理してください。

〒637-0006

奈良県五條市岡口1丁目3番1号

奈良県五條土木事務所

用地・管理課 管理係

0747-23-1154（直通）

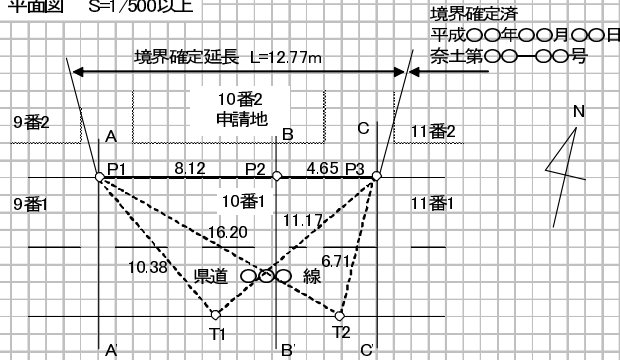
別表

例示図 境界杭の位置を記載し、境界杭間距離を記載するとともに、代表する複数の境界杭と3点以上の恒久的地物との距離を記載すること。
 なお、座標軸法で作成された図面については、当該図面に2点以上の参照点(恒久的地物であること。)を表示すること。

境界確定図

〇〇市 〇〇町 〇〇 地内

平面図 S=1/500以上



	X座標	Y座標
P1		
P2		
P3		
T1		
T2		

立会年月日 平成 年 月 日

申請者(10番2)	住所・氏名	身
点接者(9番2)	氏名	
点接者(11番2)	氏名	
地元代表者等	職・氏名	么
奈良県知事		

測量年月日 平成 年 月 日

測量者 住所・資格・職・氏名 印
 電話番号

※地元代表者等(自治会長、水利組合長等)の印は、地元保管の公印を使用す

断面図 S=1/100以上

